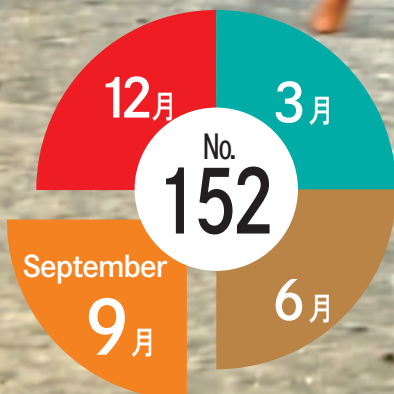


# 議会だよりくらて

おかげさまで創刊35周年  
35<sup>th</sup>  
ANNIVERSARY

## 主な内容

- P2** 決算審査 (令和6年度の決算をチェック)
- P6** 議案質疑 (提案された議案の疑問点を問う)
- P7** 行政報告 (行政の活動内容を公に伝える報告)
- P7** 第4回臨時会 (令和7年8月8日)
- P8** 審査結果 (採決結果をまとめました)
- P9** 一般質問 (知りたいこと 望むこと)
- P14** 議会体験 (西川小学校6年生による)



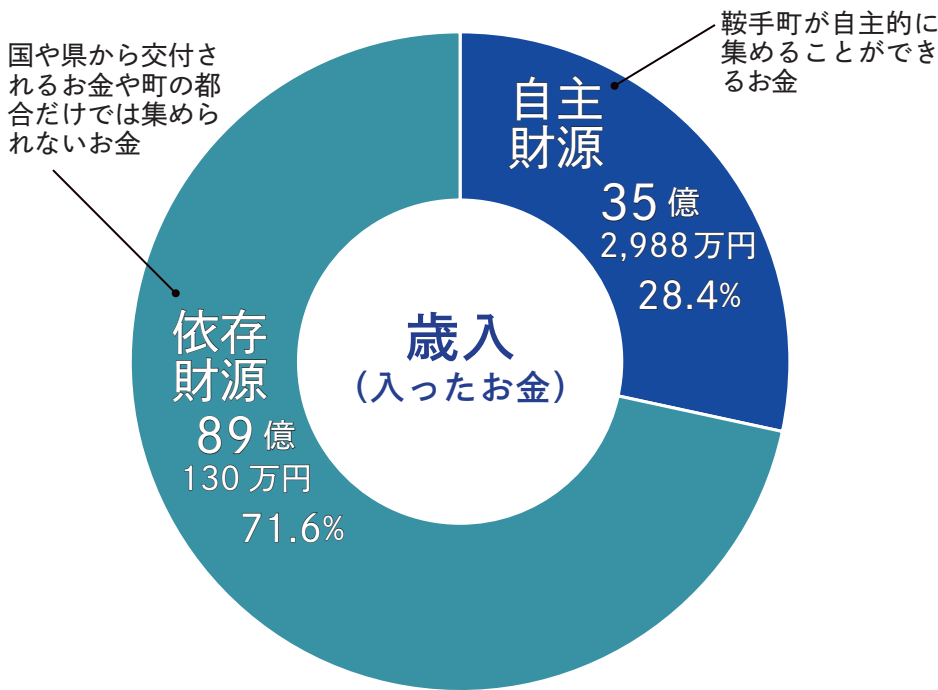
ボタ山を背に懸命に走る子どもたち。三菱新入炭鉱の運動会  
1961年 (昭和36年)

決算  
審査

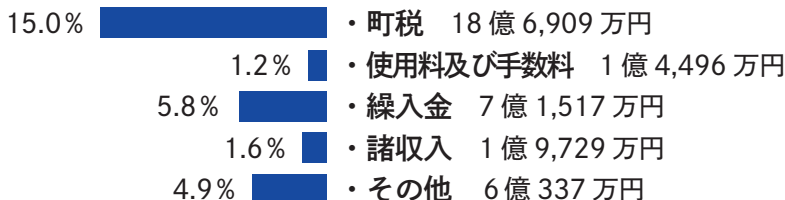
令和6年度  
一般会計  
歳入

〈決算額〉

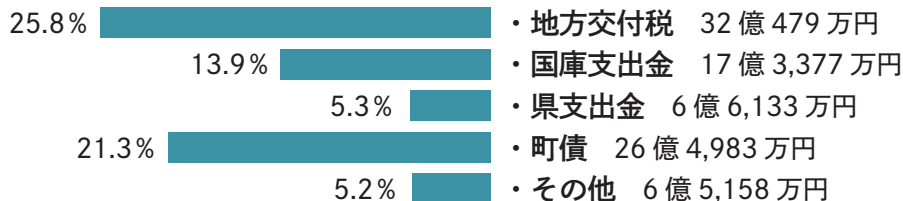
124億3,119万円  
(前年度比 16億94万円増)



〈自主財源〉



〈依存財源〉



り入れが増加し、町債が12億4,080万円(88.1%増)増加した一方、ふるさと寄附金の減少により寄附金全体では3億1,642万円(43.9%減)減少しました。

歳出の主なものは、総務費の庁舎等建設費29億8,912万円、商工費の直方・鞍手工業用地造成事業費1億7,037万円、教育費の公民館大規模改修事業費1億2,698万円など(4~5ページ参照)となっています。

新庁舎整備やふるさと納税などの審査を行い、一般会計決算を認定しました。

令和6年度一般会計決算について、決算特別委員会を設置して審査を行いました。委員会では、「決算書」や「主要施策の成果」などの資料をもとに丁寧に審議を重ねた結果、賛成多数で決算を認定しました。

# 9月定例会

3・6・9・12月に開催される定例会のうち、9月定例会の内容をお届けします。9月定例会では主に、補正予算、令和6年度決算について審査しました。

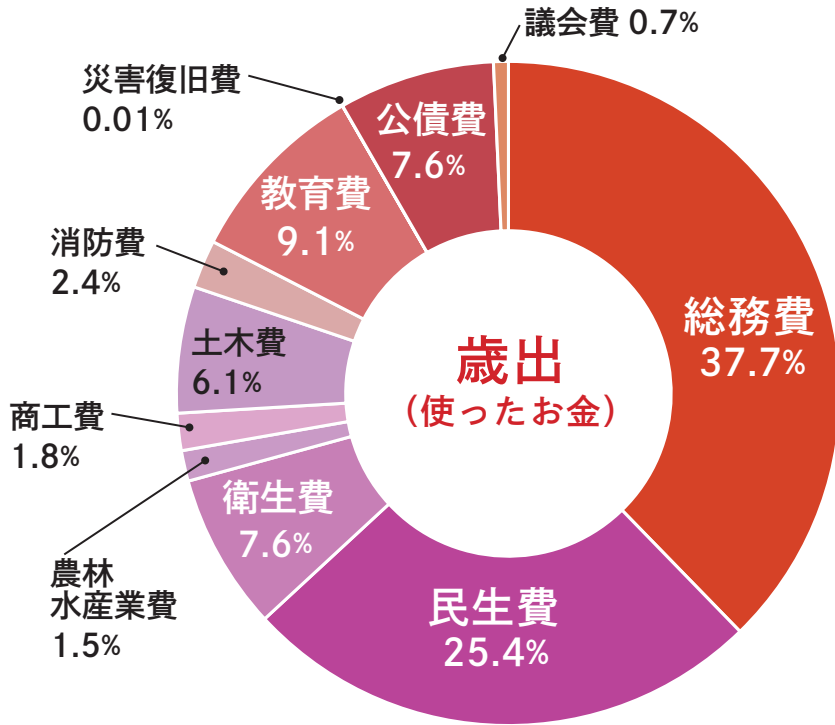
## 9月定例会の流れ

- 1 本会議** 議案の上程  
9/3 (水)  
町長による議案の提案説明
- 2 本会議** 一般質問  
9/8 (月) ※休会9/9 (火)  
議員が町政全般にわたって質問し、町の見解を問う
- 3 本会議** 議案質疑  
9/10 (水)  
提案された議案に対し、議員が質疑を行い付託委員会を決定
- 4 委員会** 民生産業委員会  
9/11 (木)  
付託された議案を審査
- 5 委員会** 総務文教委員会  
9/12 (金)  
付託された議案を審査
- 6 委員会** 決算特別委員会  
9/16 (火)  
議長を除く12名の議員で前年度の決算を審査
- 7 本会議** 委員会審査報告  
9/18 (木)  
各常任委員会での審査結果を委員長が報告
- 8 本会議** 質疑・討論  
9/18 (木)  
委員長報告に対し、議員が質疑・討論(賛成・反対)を行う
- 9 本会議** 採決  
9/18 (木)  
議案の可否を決める

令和6年度  
一般会計  
**歳出**

〈決算額〉

**123億4,250万円**  
(前年度比 18億7,347万円増)



|        |            |       |            |
|--------|------------|-------|------------|
| 総務費    | 46億5,511万円 | 消防費   | 2億9,046万円  |
| 民生費    | 31億3,585万円 | 教育費   | 11億2,500万円 |
| 衛生費    | 9億4,122万円  | 災害復旧費 | 70万円       |
| 農林水産業費 | 1億8,410万円  | 公債費   | 9億3,845万円  |
| 商工費    | 2億2,375万円  | 議会費   | 8,908万円    |
| 土木費    | 7億5,879万円  |       |            |

### 決算特別委員会とは…

決算が議会に提出される9月定例会の時、議長を除く全議員12名で構成される決算特別委員会が設置され、一般会計の決算を審査します。議案の審査終了後、本議会の議決で消滅します。

※数字は四捨五入しているため、必ずしも合計と一致するものではありません。

## 実質収支額は、8,799万円

令和6年度の一般会計決算は、歳入総額124億3,119万円で前年度比14.8%の増、歳出総額は123億4,250万円で17.9%の増となりました。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越す財源を控除した実質収支額は8,799万円で、前年度に比べ75.6%の減となりました。

歳入の主な増減要因としては、庁舎等建設事業に伴う地方債の借

令和6年度の一般会計歳出決算額（総額 123 億 4,250 万円）がどのようなものに使われたか主な事業を紹介します。

※町民1人あたりの額は、令和6年4月30日現在の総人口 14,914 人から算出しました。



## 商工費 2億 2,375 万円（1人あたり 1万 5 千円）

商業・工業・観光など地域経済を支えるための経費

- ・地域振興券発行支援事業費 1,745 万円
- ・直方・鞍手工業用地造成事業費 1 億 7,037 万円



## 土木費 7億 5,879 万円（1人あたり 5万 1 千円）

道路や公園などの整備、管理をするための経費

- ・橋梁維持管理事業費 6,356 万円
- ・西川改修事業費 1 億 6,382 万円



## 消防費 2億 9,046 万円（1人あたり 1万 9 千円）

火災や災害に備えるための経費

- ・直轄広域消防事務組合負担金 2 億 4,466 万円
- ・消防団管理運営費 1,888 万円



## 教育費 11 億 2,500 万円（1人あたり 7万 5 千円）

学校や社会教育など、教育の充実に係る経費

- ・小学校統合事業費 1 億 1,349 万円
- ・公民館大規模改修事業費 1 億 2,698 万円



### 決算特別委員会に おける主な質疑

#### ●ふるさと寄附金

**質問** 寄附金が令和5年度約 7 億 2 千万円に対し、令和6年度は約4億円と大きく減少している。その要因は。

**答え** 令和5年10月に制度を適正化するため、改正が行われ、募集経費の制限等が厳格化されたことにより、寄附額の設定が増額になったことが、大きな要因と考えます。

#### ●地域振興券発行 支援事業費

**質問** 物価高騰対策になっていくのか疑問に思うが、効果等の検証はしているのか。

**答え** 平成21年度から16年間で14億8,200万円、プレミアム分を含めると17億7,820万円が町内で利用されたこととなります。地域経済の循環率を高め地域経済の自立、あわせて、家庭支援にもつながる事業であるという認識をもって取り組んでいます。

#### 質問

町全体でどのくらいの町民が購入しているのか。

#### 答え

令和6年度販売実績は次のとおりです。

#### 令和6年度くらて元気エール券（地域振興券）販売実績

|     | 販売額総額 1億 7,000 万円 |          |          |
|-----|-------------------|----------|----------|
|     | 商品券               | リフォーム券   | ふっくら Pay |
| 発行額 | 1 億 1,000 万円      | 2,600 万円 | 3,400 万円 |
| 申込数 | 1,653 世帯          | 81 世帯    | 890 人    |
| 購入数 | 1,460 世帯          | 81 世帯    | 788 人    |
| 割合  | 19.7%             | 1.1%     | 6.1%     |

※世帯数 7,411 世帯 ※18歳以上人口 12,922 人(令和6年8月末)

#### ●小学校統合事業費

**質問** 現在の進捗状況、及び開校予定は。

#### 答え

令和6年度は、業者選定、基本設計まで終了しスケジュール通り順調に事業が進んでいます。

開校は令和10年4月となっています。

# 令和6年度一般会計の主な事業

## 総務費 46億5,511万円(1人あたり31万2千円)

町の運営や庁舎管理など行政の基本となる事務に係る経費

- ・庁舎等建設費 29億8,912万円
- ・オンデマンド交通運行事業費 4,361万円



## 民生費 31億3,585万円(1人あたり21万円)

福祉や子育てなど住民の生活を支えるための経費

- ・後期高齢者医療事業費 3億5,360万円
- ・児童手当費 2億3,921万円



## 衛生費 9億4,122万円(1人あたり6万3千円)

健康づくりやごみ処理など暮らしの衛生を守るための経費

- ・法定予防接種費 4,682万円
- ・廃棄物処理施設管理運営費 1億5,585万円



## 農林水産業費 1億8,410万円(1人あたり1万2千円)

農業や林業など、地域の産業と自然を守るための経費

- ・防災重点農業用ため池緊急整備事業費 1,349万円
- ・新規就農者育成総合対策事業費 1,725万円



## 令和6年度 特別会計・企業会計

一般会計とは別に私たちの生活に身近な水道、下水道事業や国民健康保険事業など、特定の事業を運営するための会計があります。町の財政をより身近に感じていただけるよう、特別会計・企業会計の内容を一覧にし、掲載しています。

| 会計名  |                      | 歳入額        | 歳出額        | 実質収支額     |            |
|------|----------------------|------------|------------|-----------|------------|
| 特別会計 | 国民健康保険事業             | 19億2,804万円 | 18億2,505万円 | 1億299万円   |            |
|      | かんがい施設維持管理運営費        | 4,491万円    | 4,491万円    | 0万円       |            |
|      | 後期高齢者医療              | 3億4,843万円  | 3億4,698万円  | 146万円     |            |
|      | 住宅新築資金等              | 26万円       | 26万円       | 0万円       |            |
|      | 谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費 | 978万円      | 978万円      | 0万円       |            |
|      | 地方独立法人くらて病院貸付金等      | 3億9,649万円  | 3億9,649万円  | 0万円       |            |
| 企業会計 | 水道事業会計               | 収益的収支      | 3億4,375万円  | 3億4,118万円 | 257万円      |
|      |                      | 資本的収支      | 0万円        | 1億1,297万円 | ▲1億1,297万円 |
|      | 下水道事業会計              | 収益的収支      | 4億3,329万円  | 4億3,896万円 | ▲567万円     |
|      |                      | 資本的収支      | 4億4,121万円  | 5億8,913万円 | ▲1億4,792万円 |

▲(マイナス)分は損益勘定留保資金等で補填

# 案 疑 質

## 補正予算や令和6年度決算認定に 3件の質疑がありました

提案された議案に対し、議員が質疑を行い付託委員会を決定します。その一部を紹介します。

### 令和7年度鞍手町一般会計 補正予算(第3号)

1億3681万9千円を追加

原案可決

#### ●ふるさと応援寄附金 活用補助金 2385万7千円

クラウドファンディング型ふるさと納税(※)の事業概要について。

**【質問】** 事業を実施するため、鞍手町ふるさと応援寄附金活用補助金事業の公募を行ったところ、町内でうなぎの加工場を操業している事業者から養鰻場設置に係る申請があり対象事業として承認、町がその承認事業についてク



ふるさと納税返礼品として活用予定

建設予定です。

**【質問】** 事業所は、旧鞍手町総合福祉センター(くらしの郷)わいわい広場跡地に

**【質問】** 事業建設予定地はどこになるのか。

**【質問】** 目標額や募集期間はどのように設定しているのか。

**【質問】** 6000万円を目標設定額とし、10月から12月までの3か月間です。

クラウドファンディングを実施し、寄附額の10分の4を補助金として交付し、事業開始後は、養鰻を通して、町に貢献できる事業展開やふるさと納税返礼品として活用を想定しています。

#### ●学校給食費補助金 1490万3千円

**【質問】** 物価高騰対策として実施する事業なので、もっと早く、また減免の回数を増やすことは。

※クラウドファンディング型ふるさと納税…ふるさと納税制度を活用し、具体的な事業を示して寄附を募る仕組み。

**【質問】** 口座振込等の事務手続きのため、令和8年1月から3月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し3回分の減免の実施を予定しています。



鞍手産の「なす」を使った麻婆なす(9月24日給食)

### 鞍手町教育委員会 教育委員の任命

同意

都甲千恵子氏が任期満了することに伴い後任として、川上美恵子氏を任命することに全員賛成で同意しました。



**【新任】**  
川上美恵子氏  
かわかみ みえこ

〈任期〉  
令和7年10月7日から  
令和11年10月6日まで

### 新しい人事(同意)

### 人権擁護 委員の推薦

同意

〈任期〉  
令和8年1月1日から  
令和10年12月31日まで

毛利芳太郎氏、川上美恵子氏、鯉坂省治氏の任期が満了することに伴い、鯉坂省治氏及び松井美保氏、日高暢裕氏を推薦することに全員賛成で同意しました。



**【再任】**  
鯉坂省治氏  
あじさかしょうじ



**【新任】**  
松井美保氏  
まつい みほ



**【新任】**  
日高暢裕氏  
ひだかのぶひろ

# 行政報告

## ごみ処理施設整備の経過について

現在、次期可燃ごみ処理施設の処理方式について、くらしクリーンセンターを改修し、焼却（ストロカ）方式へ転換することを最終方針として、「ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進めております。

なお、当該方式につきましては、対象経費の3分の1が循環型社会形成推進交付金の対象となりますが、全国的に既存のRDF施設を焼却施設に改修した事例は見受けられないため、先進事例として対象経費の2分の1が循環型社会形成推進交付金の対象となるよう、去る7月28日に環境省等への要望を行ってきております。

当該方式が先進的であること、また、組合がごみ減量化の取組として検討している「紙おむつリサイクルへの取組」、「廃食用油リサイクルへの取組」等と併せて非常に深く理解をしていただいた上で、交付率の引き上げに對して必要な事項等をご教示いただいております。今後も引き

続き国・県と密に連携しながら、事業を推進していくこととしております。

また、次期マテリアルリサイクル施設につきましても、現施設を稼働しながら、同一敷地に建て替えを行う方針で「ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進めております。

次期マテリアルリサイクル施設整備につきましても、現施設の敷地を活用するため、施設整備に必要な用地測量及び縦横断測量等を実施しており、補正予算をいただきました地質調査業務委託につきましても、現在、発注の準備をしているところであります。

今後もごみの減量化、リサイクル化を推進しながら、様々な課題について真摯に対応し、より時代に即した施設整備を進めてまいりたいと考えております。



宮若市外二町じん芥処理施設組合  
(構成市町：宮若市・小竹町・鞍手町)

## 令和7年第4回臨時会

第4回臨時会が8月8日に行われ、補正予算1件、その他の議案1件が審議されました。

令和7年度鞍手町一般会計  
補正予算(第2号)  
898万2千円を追加

可決

### 《歳入》

公立保育所利用者負担金  
▲176万6千円

### 《歳出》

認定こども園施設型給付費補助金  
178万5千円  
多子世帯届出保育施設利用料補助金  
225万円

### 質問

補助金の事業概要、目的及び内容、対象者は、

### 答え

多子世帯の経済的負担の大きさを、3人以上の子育て世帯が減少していることを踏まえ、令和



古月保育所西側外観

7年9月から第1子と第2子の年齢や世帯の収入に関係なく、第3子以降の全てのこどもの保育料を無償化するための費用です。

### 質問

再婚等で多子世帯になった場合、対象となるのか、またその把握はどのように行うのか。

### 答え

保護者が同一世帯であれば対象となります。また、その把握については申請制度となっております。

隣保館施設整備事業  
舟川隣保館建設工事  
請負契約  
の締結

可決

### 質問

今後の計画と工期、どの程度の規模の建物なのか。

### 答え

議決を頂きますと、本日8月8日が本契約、令和8年3月10日までが、工期となっております。新隣保館は、現隣保館と同程度の規模の建物となります。



今後、建替えが予定されている現在の舟川隣保館

審査  
結果

第5回定例会では提案された17議案がそれぞれ可決・承認されました。  
第4回臨時会では、2議案が可決されました。

第4回臨時会

第5回定例会 (令和7年9月3日～9月18日)

各議案は、的野信之議長を除く12名の議員で採決されました。

| 議案番号 | 議案名  | 議決結果 | 賛成 | 反対 | 議員名      |          |          |         |          |           |          |          |           |          |          |          |          |   |
|------|--|------|----|----|----------|----------|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|---|
|      |  |      |    |    | 的野<br>信之 | 許斐<br>英幸 | 田中<br>三輝 | 星<br>正彦 | 宇田<br>川亮 | 野口<br>美恵子 | 新谷<br>留晴 | 石井<br>大輔 | 許斐<br>潤一郎 | 有働<br>徳仁 | 栗田<br>美和 | 西藤<br>典子 | 篠原<br>哲哉 |   |
| 第47号 | 鞍手町教育委員会委員の任命  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第48号 | 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例                                 | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第49号 | 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | ◎    | 10 | 2  | /        | ○        | ○        | ○       | ●        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ●        | ○ |
| 第50号 | 令和7年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第51号 | 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第52号 | 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)   | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第53号 | 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)   | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第54号 | 令和6年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定   | ◎    | 10 | 2  | /        | ○        | ○        | ○       | ●        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第55号 | 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定   | ◎    | 10 | 2  | /        | ○        | ○        | ○       | ●        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第56号 | 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第57号 | 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  | ◎    | 10 | 2  | /        | ○        | ○        | ○       | ●        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第58号 | 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  | ◎    | 10 | 2  | /        | ○        | ○        | ○       | ●        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第59号 | 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定                                   | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第60号 | 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定   | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第61号 | 令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定   | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第62号 | 令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |
| 第63号 | 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除  | ◎    | 12 | 0  | /        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○         | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○ |

第4回臨時会 (令和7年8月8日)

|      |                               |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-------------------------------|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第45号 | 令和7年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)         | ◎ | 12 | 0 | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第46号 | 隣保館施設整備事業<br>舟川隣保館建設工事請負契約の締結 | ◎ | 12 | 0 | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



9月定例会

**一般  
質問**

知りたいこと望むこと

**議員が問う今とこれから**

一般質問は、町長から提出された議案以外に、行政全般について現状や方針を問うものです。令和7年9月議会では4名の議員が一般質問を行いました。



| 掲載頁    | 議員名  | 質問項目   |
|--------|--|--|
| 10 ページ |  西藤典子 議員  | ① 鞍手町の3歳未満児の保育料について<br>② 学校・公共施設のトイレの生理用品の設置について<br>③ 生理休暇について<br>④ 鞍手郡内におけるコロナウイルス感染症について |
| 11 ページ |  新谷留晴 議員  | ① 8月の豪雨での被害について<br>② 「くらじの郷」のその後の進捗状況について  |
| 12 ページ |  石井大輔 議員  | ① 道路に伸びた雑草、樹木について<br>② 「くらじの郷」施設について   |
| 13 ページ |  田中二三輝 議員 | ① 鞍手町長の越権行為について  |

※質問内容及び答弁は、質問者自身が要約したものをもとに、議会広報編集調査特別委員会が校正しています。

※質問の全文は、鞍手町ホームページまたは議会事務局にて、会議録としてご覧いただけます。ただし、会議録の整理状況により、公開が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※令和7年9月から、YouTubeチャンネルにて議会の中継・配信を実施しています。

スマホをかざすと「鞍手町 YouTube チャンネル」が視聴できます



【議員】

質問

高すぎる保育料の見直しを  
実施すべきでは。

【町長】

回答

他の子育て支援策との整合  
性を取りながら検討してい  
きたいと考えています。

議員 鞍手町の3歳未満児の  
保育料について、第3階層区  
分世帯の第1子と第2子の保  
育料は。

健康こども課長 保育標準時  
間で第1子が1万7500円、  
第2子は半額の8750円と  
なります。

議員 小竹町では、第1子が  
1万6500円、第2子は半  
額の8250円だ。次に第8  
階層区分世帯の鞍手町の保  
育料は。

健康こども課長 第1子は  
9万3600円、第2子は半  
額の4万6800円です。

議員 小竹町では、第1子が



保育の様子（イメージ）

6万2千円、第2子は半額の  
3万1千円。例えば0歳と2  
歳の2人預ける場合、9万3千  
円だが、鞍手町の場合は、  
14万4千円にもなる。宮若市  
の場合も、令和5年より第2  
子以降は無償化され、2人預  
けても7万6千円、近隣の自  
治体のほとんどが第2子は無  
償化している中、早急にこの  
問題の是正をお願いしたい。

学校・公共施設のトイ  
レの生理用品の設置に  
ついて・生理という女  
性特有の負担の緩和策

議員 内閣府の調査によると、  
2024年10月1日時点で全  
国では926の公共団体が無  
償配布に取組んでいる。県内  
全体では22市町村で実施され  
ていると聞いたが、その市町  
村名は。

教育長 福岡県で取り組みを  
行っている自治体は、福岡市、  
北九州市、田川市、大川市、行  
橋市、筑紫野市、宗像市、古賀  
市、福津市、うきは市、糸島市、  
那珂川市、朝倉市、粕屋町、芦  
屋町、水巻町、遠賀町、添田町、  
苅田町、みやこ町、吉富町、築



西藤 典子 議員

上町、筑前町で、以前22自治体  
とお答えしていましたが、23自  
治体になります。

議員 私が調べた範囲では、生  
理用品を全小中学校のトイレ  
に設置している市区町村数は  
295、庁舎トイレに生理用  
品を置いてある自治体数は  
121との情報もある。最初  
に質問した2021年6月議  
会時点の答弁では、この取り  
組みの団体数は全国で255  
だったが、今回の答弁では  
926と4年間で3倍以上に  
広がっている。

女性たちが切羽詰って駆け  
込んだ時、トイレにトイレッ  
トペーパーと同じように生理  
用品が設置されているという  
こと、これが最小限で最大の

安心条件と思うが。

教育長 小中学校においては、  
保健室でその子の生活状況や  
家庭環境に配慮しながら生理  
用品を配布しております。小  
中学校では今後も保健室での  
配布を考えています。

鞍手郡内におけるコロナ  
ウイルス感染症について

議員 最近、コロナウイルス  
感染症が、また増えていると  
のことだが、鞍手郡内におけ  
る、発生状況の情報はあるの  
か。

健康こども課長 鞍手郡内の  
発生状況は把握できません  
が、福岡県ホームページ内に  
ある福岡県感染症発生動向調  
査から保健所管轄ごとの発生  
状況が確認できます。

議員 町としての対応は。

健康こども課長 国や県の動  
向、保健所からの情報を注視  
し、情報収集と関係機関との  
連携を継続し、新たな対策が  
求められた場合には、国、県  
と連携し対応します。町民の  
皆さんには基本的な感染対策の  
呼びかけ、ワクチン接種に関す  
る情報などの周知を行います。

【議員】 8月の豪雨での私有地内  
外における被害の対応に  
ついて

【町長】 安全な場所に避難して頂くようお  
願いし、発災後に現場確認、対処  
方法等の相談に応じています。

議員 8月の集中豪雨で、町  
内において多くの被害が出ま  
した。

八尋地区では、土砂崩れで、  
境界ブロックが倒壊し、私有  
地内に崩れ落ち、車庫は危険  
を感じ解体されました。また、  
永谷地区は、毎年のように山  
間から山水が敷地内に入るた  
め、土嚢を積み被害を最小限  
に抑えています。

室木地区も、豪雨のたびに、  
高台から山水が流れ込み、共  
有地の道路の路面が大きく破  
損し、車も通れないほどの状  
況になっています。このよう  
な災害の際に、町として、私  
有地外からの被害、私有地内  
での被害について、どのよう  
な対応をされていますか。

町長 私有地以外の被害報告  
を受けた場合、直ちに職員が  
現地に向かい、状況を確認し  
必要な対応をとっております。

今回は道路が冠水した箇  
所の通行止めや、道路上の倒  
木の撤去、ため池の決壊に備  
えて地元区長等に連絡などを  
行っております。また私有地  
内の被害については、災  
害の状況や対応時間等によ  
り、対応できるか否かの判断  
をしております。発災時に職  
員が現地に向かっても対応で  
きない場合、その際は安全な  
場所に避難していただくよう  
お話をしております。

また、発災後には現地確認  
をし、工事が必要であれば事  
業者の紹介や対処方法などの

ご相談の対応をしています。

議員 町長が言われたような  
対応が迅速に行われていれ  
ば、被災者及び町民からの不  
平、不満の声は出てこないと  
思います。

都市整備課長 対応に関して  
は、町長が話したような流れ  
で行っております。

議員 個人の費用で賄えるの  
か、その辺の判断も含めて真  
摯に、迅速に話し合いをして  
いただき、災害の特例を設け、  
民地・私有地についての対応  
も災害対策費の中で調整して  
いただきたいと思います。



新谷 留晴 議員

「くらのじの郷」のその後  
の進捗状況は

議員 以前、プロジェクトチ  
ームによる素案を作成してい  
るとのことでしたが、その後  
の進展は。

町長 施設の利活用案は、道  
の駅のような活用方法を掲  
げ、官民連携による経営形態  
として、様々な施設を併設し、  
多くの方に利用していただ  
ける内容となっております。現  
在は産業振興課において利活  
用案の再考を行っているこ  
ろです。並行して、現状のま  
ま民間に貸与し、施設のカス  
タマイズや運営を委ねる方法

などの検討も必要だと考えて  
おります。

議員 この件については、令  
和10年の小学校統合以降でな  
いと、進行できないという話  
でしたが、統合まであと2年  
半です。もうそろそろ完成予  
想図ができていないといけな  
いと思います。庁舎新設の頃  
から、福祉センターの利用に  
ついて討論してまいりました  
が、この時点ではっきりとし  
た方向性を示していただき前  
向きに堅実な検討をお願いし  
たい。



旧鞍手総合福祉センター「くらのじの郷」

【議員】  
質問 県道の除草回数を増やす  
要望はできないか。

【町長】  
回答 必要性を感じるので要望  
したいと思います。

議員 県道と町道の草刈り  
は、年に何回、いつ頃行っ  
てるのか。

都市整備課長 県道は年1回、  
7月中旬～10月初旬、町道は  
主要45路線を年2回、残り39  
路線を年1回。前期は6月中  
旬～9月下旬、後期は10月中  
旬～11月下旬です。

議員 走行や歩行の妨げにな  
る場所は、除草回数を増やせ  
ないか。

都市整備課長 現在、除草等  
に、年間約2千500万円の  
費用がかかっており、苦情の  
あった場所は職員が対応して  
います。

議員 歩行の妨げになるよう  
な状態はできる限り避けるべ  
き。町長の考えは。

町長 県道55号線宮若から遠  
賀町に抜ける、旧室木線あと  
など、草が伸びて歩行者が歩  
けるのかと感じたことがあり  
ます。安全を確保する方法は  
今後検討していきたい。

議員 県に年2回の草刈りを  
要望するのは難しいのか。

町長 私も必要性を感じてい  
ますので、県のほうに要望し  
たいと思います。

議員 隣地から道路に伸びた  
樹木はどう対応しているの  
か。また樹木の所有者の方と

連絡がとれない場合、所有者  
が不明である場合は。

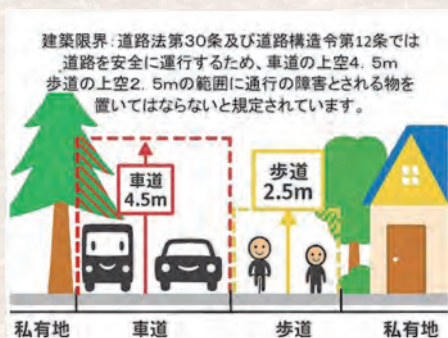
都市整備課長 所有者に剪定  
をお願いし、緊急性が高いも  
のは町で対応しています。所  
有者不明の場合も町で対応し  
ます。

議員 全国的な訴訟事例を見  
てみると、樹木の所有者に対  
する損害賠償請求や道路管理  
者が適切な行政指導を行って  
いたかどうかで争点となり、  
行政の管理責任を問われるケ  
ースもある。広報などで広く  
定期的に周知すべきでは。

都市整備課長 周知方法を検  
討していきたいと思っています。



石井 大輔 議員



議員 ボランティアで出た草  
木の処分は。

住民環境課長 草刈りをして  
いただいている方に対し、ボ  
ランティア袋を配布し、ごみ  
収集ルート上で回収。袋に入  
らない樹木等は年2回の清掃  
デーで回収します。

議員 清掃デーまで一時保管  
するのではなく速やかに処分  
したい場合は。

住民環境課長 住民の方にし  
ていただくのが適正なのか、  
協議をさせていただきたいと  
思います。

ぐんぐんの郷の施設について

議員 体育館アリーナ床面に  
ついて表面のコーティングが  
剥がれている箇所が徐々にひ  
どくなっており、転倒や裂傷  
などの事故につながる恐れが  
あり、利用者の安全面からみ  
ても非常に懸念される状態  
である。修繕はしないのか。

教育長 利用者の方に支障が  
ないように、小規模な部分の  
修繕はすぐに対応するよう考  
えております。部分的に修繕  
できるのか、全体的にやらな  
いといけないのか、修繕を計  
画的に考え、町執行部と予算  
なども含め、協議を行いたい  
と考えております。

議員 災害時に避難場所とし  
て指定されている施設でもあ  
り、施設の安全性は極めて重  
要だと考える。早急な対応を  
していただきたい。

**【議員】** 町長と議会の関係は二元代表制であると、理解していますか。

**【町長】** 二元代表制であると認識をしています。

**議員** 自分が町長であり、自分の言うことは誰もが聞き入れられるという思い上がった考えが、議会の自主性、自主独立を侵したのでは。

**町長** そのようなことは全く考えておりません。

**議員** 今回の町長による議会に対する越権行為は、議会の意志決定過程に対する不当な干渉であると判断せざるを得ない。議会事務局は議会の補助機関であり、執行機関の指揮命令系統には属していない。町長が議会事務局職員に直接異論を唱えることは議会の自立性を損なうことにもつ

ながる。委員会結果や議決に異議がある場合は、地方自治法第176条に基づく再議を求め。これが正当な手続では。

**町長** 異論を唱えたわけではありません。職員にどのような委員会が進んだのか尋ねに行つたということです。

**議員** 私は、法令を遵守し、これを守るべき人間がしっかりと守っていくことが、鞍手町議会が活性化し、議会の自立性を守り、執行機関の不当な影響を抑制し、議会の意思決定の透明性と正当性を確保すると考える。この法を根拠とした制度を無視した町長の行動は議会を軽視したもので

あると言わざるを得ないが。

**町長** 議員が言われるように議会事務局職員は町長部局の職員ではないことは、当然ながら承知しておりますが、町の職員でもあるので、議会事務局員として、理解をしてほしいと考え、約20年、議員をしておりまして、老婆心ながら私の議員経験の話をしました。ベテラン議員もいる中で出過ぎたことをしたと思っております。

**議員** 町長のおごり、これが議会に対する前代未聞な行為としてあらわれたと判断せざるを得ない。町長のおごりが他の機関でのハラスメント疑



田中二三輝 議員

てくる子どもたちのための町づくりを真剣に議論するために、ここにまみえているはず。あなたが町長として、行う行為、それを慎重に行っていないと、また、その行為に対して指摘をすることになる。このような状況で町が変わっていくはずがない。ぜひ本来の姿に戻り、町のために建設的な議論を今後は重ねていきたいが。

**町長** 議員に私に関する質問をさせてしまい誠に申し訳ないと思っております。

改めるところは改め、町民の負託にこたえていきたいと考えております。

**議員** 最後に、町長の周りには厳しい助言をしてくれる方がいないのか。イエスマンばかりだと、非常に居心地はいいでしょう。しかしながら、成長は全く望めません。「敵こそ最強の友であり、最良の糧である」今日は、この言葉を送って、一般質問を終わります。

**議員** 町長は、すばらしく言い訳がうまい人だという印象を私は持っております。これも取り得かもしれませんが、町政運営を担う方としてはいかなものかと考えます。本来、私どもは鞍手町の発展と、将来、この町に生まれ

# 西川小学校6年生が議会体験

令和7年9月25日(木)西川小学校6年生17名が、議場を訪れ議会を体験する特別授業「子ども議会」を行いました。

まずは、議会事務局長が、町議会の仕事や役割を説明しました。そのあと、校長先生が議長を務め、10名の児童が議員となり、町長に町民プールの復活や、ご当地キャラクターの創設の要望や質問をしました。

質問した児童は「緊張したけど議会の人たちはここで町をよくするために話しあってあげたいと思いました」「町にいっぱい人が来て楽しい町にしてみたい」と話していました。

このような体験を通じて、町政に興味を持ってもらいたいと思います。

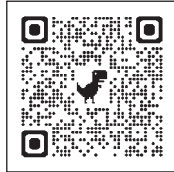


## 鞍手町議会 YouTube チャンネル

中継・配信しています！

鞍手町議会 YouTube

検索



## 鞍手町議会だより

右の二次元コードからダウンロードできます。

鞍手町 議会だより

検索



議会を傍聴してみませんか。

議会はどなたでも傍聴ができます。受付は当日に議会事務局で行います。また、一般質問は手話通訳による傍聴ができます。手話通訳の申込みについては、鞍手町ホームページまたは議会事務局までお問い合わせください。

## 編集後記

今夏は、異常気象により八月の豪雨や酷暑で厳しい夏となりました。九月議会では学校給食費補助金や、ふるさと納税を利用したクラウドファンディング事業において新たな特産品の開発が見込まれます。町内に設置予定の養鰻場など多数の特産品開発に対して議論を交わしました。

九月議会より本会議がライブ配信にて動画視聴できるようになりました。今以上に町民の皆様が、議会に対して関心を持っていただけると幸いです。

【新谷留晴】

発行責任者：的野信之

【編集スタッフ】

委員長：西藤典子 副委員長：野口美恵子

委員：許斐英幸、新谷留晴、許斐潤一郎、石井大輔

## 次回の定例会 (12月予定)

2025/12

10時開会 (一般質問 13時から)

| 日  | 月  | 火    | 水        | 木    | 金       | 土       |
|----|----|------|----------|------|---------|---------|
|    | 1  | 2    | 3<br>開会日 | 4    | 5       | 6       |
| 7  | 8  | 9    | 10       | 11   | 12      | 13      |
|    |    | 一般質問 | 一般質問     | 議案質疑 | 民生産業委員会 | 総務文教委員会 |
| 14 | 15 | 16   | 17       | 18   | 19      | 20      |
|    |    | 予備日  | 開会日      |      |         |         |

(議会日程は予定です。変更となる場合があります)